

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対して提出された意見及び総務省の考え方

○意見募集期間：令和3年12月25日（土）～令和4年1月17日（月）

○提出意見数（意見提出者数）：65件

○意見提出者

【電気通信事業者：6件】 KDDI（株）、UQコミュニケーションズ（株）、Wireless City Planning（株）、スカパーJSAT（株）、ソフトバンク（株）、（株）パスコ

【放送事業者：54件】（株）CBCテレビ、（株）CBCラジオ、（株）TBSテレビ、RKB毎日放送（株）、（株）熊本放送、（株）テレビ信州、（株）フジテレビジョン、テレビせとうち（株）、テレビ愛知（株）、テレビ大阪（株）、東北放送（株）、広島テレビ放送（株）、（株）テレビユー山形、（株）テレビ愛媛、（株）テレビ岩手、（株）テレビ宮崎、（株）テレビ金沢、（株）テレビ高知、（株）テレビ新潟放送網、（株）テレビ朝日、（株）テレビ東京ホールディングス、（株）テレビ北海道、（株）宮城テレビ放送、（株）京都放送、（株）熊本県民テレビ、（株）高知放送、（株）山梨放送、（株）鹿児島読売テレビ、（株）秋田放送、（株）静岡第一テレビ、（株）仙台放送、（株）大分放送、（株）中国放送、（株）長崎国際テレビ、（株）南日本放送、（株）福岡放送、（株）福島中央テレビ、（株）毎日放送、関西テレビ放送（株）、札幌テレビ放送（株）、山口放送（株）、四国放送（株）、西日本放送（株）、青森放送（株）、中京テレビ放送（株）、朝日放送テレビ（株）、東海テレビ放送（株）、読売テレビ放送（株）、日本テレビ放送網（株）、日本海テレビジョン放送（株）、日本放送協会、北海道テレビ放送（株）、北海道放送（株）、名古屋テレビ放送（株）

【その他：1件】（一社）日本民間放送連盟

【個人：4件】

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
1. 「はじめに」に関する意見	
<p>○ 電波利用料制度の見直し時期については、前回2019年度に1年前倒しでの見直しとなりました。事業者の経営計画に与える影響も考慮し、今後とも3年ごとの見直しが維持されるよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】 ほか同旨9件</p> <p>(株式会社テレビ新潟放送網、株式会社宮城テレビ放送、株式会社熊本県民テレビ、株式会社山梨放送、株式会社長崎国際テレビ、中京テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社)</p>	<p>前回の電波利用料の見直しは、平成30年6月に閣議決定された規制改革実施計画及び総務省における電波有効利用成長戦略懇談会での検討に基づき、我が国の経済成長と課題解決を実現する「Society 5.0」に不可欠な電波に関し、周波数の有効利用の更なる促進等を内容とする大規模な改革を緊急に検討すべきとの考えのもと実施したものであり、令和元年度から令和3年度までの3年間に適用する電波利用料の料額を定めたものです。</p> <p>一方、ご認識のとおり今回は前倒しでの見直しではなく、3年ごとの見直しを行うものです。</p> <p>今後も、電波利用料の料額について見直しを行う際には、従前と同様、懇談会等のオープンなプロセスを通じて検討することが必要と考えており、免許人等の皆様の幅広い御意見等をお伺いする機会を確保してまいりたいと考えます。</p>
<p>○ Beyond 5Gに向けた研究開発や関係機関が行う研究開発の支援を効率的に実施することを、電波利用料の用途としたことに賛同いたします。2030年代に期待される強靱で活力のある社会の実現に向け、是非有効利用していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>○ 「無線通信システムの急速な普及・発展に対応するため、今後、電波の利用に関して、周波数の再編・割当等の検討が行われ、その結果必要が生じた場合には、改めて料額の見直し等を行うことを前提としています」とありますが、今後の見直しにあたっては、電波利用料が、頻繁に増額されるなど、受信料で成り立つ公共放送の事業運営に影響を与えることのないよう配慮を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>今後も、電波利用料の料額について見直しを行う際には、従前と同様、懇談会等のオープンなプロセスを通じて検討することが必要と考えており、免許人等の皆様の幅広い御意見等をお伺いする機会を確保してまいりたいと考えます。</p>

<p>○ 電波利用料制度について、デジタル変革時代の電波政策懇談会において、事業者から複数の意見があったものの、非公開の場で取り扱われる中、十分といえる議論がなされないまま、「現在の料額算定の枠組みを維持」と取り纏められたものと理解しています。</p> <p>他方、デジタル田園都市国家構想において、「デジタル基盤の整備」として5Gの早期整備普及が喫緊の課題とされていますが、5Gネットワークの本格的な普及に伴って、産業のデジタル化や自動運転等を含めたIoTの普及拡大も想定されます。そのような観点からも、Beyond 5G等の将来像を見据え、IoTを含めたデジタル社会の推進を後押しするような電波利用料制度の見直しについて、有識者及び事業者等を含めた丁寧な議論を行う必要があると考えます。次回の見直しに向けて十分な議論が行われることを強く希望します。</p> <p>なお、今回の検討がこのような結論に至った経緯については、最低限明確にさせていただく必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書は、令和2年11月から令和3年8月まで原則公開で開催された各会合での議論等を踏まえて取りまとめられたものです。</p>
<p>○ 総額規模について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約750億円に据え置く方針には賛成できません。 <p>【北海道放送株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本方針案における当該図表1で電波利用料の総額規模について「むやみに拡大することはせずに抑制に努めるべき」との意見を明記し、配慮の姿勢を示したことに一定の評価はいたします。しかしながら、電波利用共益事務の各事業がその必要性和妥当性を十分に精査されたものかについて、私共無線局免許人(電波利用料負担者)の十分な理解を得ないまま本方針案において総額規模を維持する方針が出されたことは遺憾です。 <p>【株式会社仙台放送】</p>	<p>次期の電波利用料の総額規模については、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書において、現在の規模を維持することが適当とされたものです。</p> <p>今後とも、電波利用共益事務の妥当性の精査を行うこと等により、免許人に過度な負担が生じないように努めてまいります。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
2. (1) 「a群」と「b群」への分類に関する意見（歳出・歳入に関する意見）	
<p>○ Beyond 5G時代の日本の国際競争力向上に向け、Beyond 5Gなど先を見据えた長期の研究開発を推進する必要があると考えます。このため、”Beyond 5Gに向けた研究開発等”を電波利用料の用途とする原案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>○ 今回追加された「Beyond 5G に向けた研究開発等」においても、むやみに事業を拡大するのではなく、施策の必要性・妥当性を検討し、効率化を図り、無線局免許人の負担軽減を図るべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。今後とも、電波利用共益事務の妥当性の精査を行うこと等により、免許人に過度な負担が生じないように努めてまいります。</p>

○ 総額規模を抑制し、無線局免許人の負担軽減を図るよう要望しており、総額規模を約750億円に据え置く方針には賛成できません。

放送分野に関して言えば、総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」で、コロナ禍で厳しさを増すローカル局の経営基盤の強化を念頭に、放送ネットワークインフラの将来像の議論が開始されたところです。地域情報の担い手であるローカル局において電波利用料の負担が増え、経営を圧迫することとなれば、放送の多様性・多元性・地域性の確保に逆行するものであり、バランスや配慮を欠いた政策と言わざるをえません。

総額規模を抑制し、すべての無線局免許人の負担軽減を図っていただくよう、あらためて強く要望いたします。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

ほか同旨49件

(スカパーJSAT株式会社、ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社、テレビせとうち株式会社、テレビ愛知株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社CBCテレビ、株式会社CBCラジオ、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビユー山形、株式会社テレビ愛媛、株式会社テレビ岩手、株式会社テレビ宮崎、株式会社テレビ金沢、株式会社テレビ高知、株式会社テレビ新潟放送網、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京ホールディングス、株式会社テレビ北海道、株式会社フジテレビジョン、株式会社熊本県民テレビ、株式会社熊本放送、株式会社高知放送、株式会社山梨放送、株式会社鹿児島讀賣テレビ、株式会社秋田放送、株式会社静岡第一テレビ、株式会社仙台放送、株式会社大分放送、株式会社中国放送、株式会社長崎国際テレビ、株式会社南日本放送、株式会社福岡放送、株式会社福島中央テレビ、株式会社毎日放送、関西テレビ放送株式会社、広島テレビ放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、四国放送株式会社、西日本放送株式会社、朝日放送テレビ株式会社、東海テレビ放送株式会社、東北放送株式会社、読売テレビ放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社)

○ これまでにおいて歳入の超過があったことも踏まえ、歳出規模を抑制したうえで歳入歳出はできる限り一致させていただくことを要望します。

【株式会社テレビ愛媛】

ほか同旨7件

(ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビユー山形、株式会社熊本県民テレビ、株式会社山梨放送、日本テレビ放送網株式会社)

次期の電波利用料の総額規模については、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書において、現在の規模を維持することが適当とされたものです。

今後とも、電波利用共益事務の妥当性の精査を行うこと等により、免許人に過度な負担が生じないように努めてまいります。

<p>○ 歳入の超過となった場合は次年度以降の経費に充当するなどして、事業者の負担の軽減するよう希望します。</p> <p style="text-align: center;">【RKB毎日放送株式会社】 ほか同旨11件</p> <p>(中京テレビ放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ宮崎、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日、株式会社長崎国際テレビ、読売テレビ放送株式会社、株式会社熊本県民テレビ、株式会社鹿児島読売テレビ、株式会社テレビ東京ホールディングス、株式会社山梨放送)</p>	<p>歳入、歳出の差額の累積額については、電波法第103条の3第2項の規定に基づき、予算の定めるところにより電波利用共益費用に充てることができることとされており、引き続き総務省としても緊急的に必要性が生じた施策への活用等の検討を行ってまいります。</p>
<p>○ 電波利用共益事務として実施する各事業の用途については、必要性、妥当性をしっかり検証し、費用を削減することをあらためて強く要望します。各年度の事業予算を決定する前に、事業の目的、規模を公表し、その予算の必要性・妥当性について、受益者からの意見を十分に聴取していただくことを要望します。また事業の成果、有効性については客観的な第三者評価を実施した上で、その結果を詳細に情報開示していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【中京テレビ放送株式会社】 ほか同旨17件</p> <p>(RKB毎日放送株式会社、株式会社CBCテレビ、株式会社CBCラジオ、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ岩手、株式会社テレビ信州、株式会社テレビ東京ホールディングス、株式会社宮城テレビ放送、株式会社熊本県民テレビ、株式会社鹿児島読売テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社仙台放送、関西テレビ放送株式会社、広島テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、朝日放送テレビ株式会社、読売テレビ放送株式会社)</p>	<p>デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書において、電波利用共益事務全体としては基本的な方向性を変えずに着実に取り組むことが適切とされておりますが、今後も電波利用共益事務の妥当性の精査を継続的に行うなど、頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。また、電波利用共益事務については、他の事業と同様に行政事業レビューを実施していることに加え、電波法第103条の3第3項の規定に基づき、総務省電波利用ホームページにおいて、その実施状況等を公表しています。</p>

<p>○ 電波利用料を財源とする高度無線環境整備推進事業は、令和2年度の当初予算では52.7億円が計上されていましたが、1次補正で30.3億円、2次補正で501.6億円が追加計上され、「令和3年度中に光ファイバーが未整備の学校を含め、市町村が希望するすべての地域で光ファイバーを整備する」方針になったと承知しています。コロナ禍における緊急対応として、全国的な光ファイバー整備の意義自体は理解できるものの、高度無線環境整備推進事業の目的や趣旨を拡大解釈し、歳出規模を500億円以上拡大したことは極めて異例であり、電波利用料を負担している無線局免許人の十分なコンセンサスがあったとは言えません。本件は電波利用料を財源として実施すべき事業であったか、また当初予算の10倍規模になったことは妥当であったかを、十分に精査する必要があると考えます。</p> <p>さらに、こうした前例が歳出規模の肥大化を助長しないよう、歯止めを設けるべきと考えます。</p> <p><参考>https://www.soumu.go.jp/main_content/000695449.pdf</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】 ほか同旨18件</p> <p>(株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ信州、株式会社テレビ朝日、株式会社熊本県民テレビ、株式会社熊本放送、株式会社山梨放送、株式会社中国放送、株式会社毎日放送、広島テレビ放送株式会社、西日本放送株式会社、朝日放送テレビ株式会社、東海テレビ放送株式会社、東北放送株式会社、読売テレビ放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社、北海道放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社)</p>	<p>条件不利地域等における光ファイバ網の整備については、高速・大容量無線システムをはじめとした電波の有効利用に資するものです。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応を進めながら、「新たな日常」に必要な情報通信環境を整備する緊急的な必要性が生じたため、歳入、歳出の差額の累積額を活用して高度無線環境整備推進事業を実施したものです。</p> <p>今後も電波利用共益事務の妥当性の精査を継続的に行うなど、頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>○ Beyond 5Gに向けた研究開発や携帯電話等エリア整備は、国民生活全体の利益につながる重要な取り組みであると認識しています。</p> <p>電波利用料制度が、無線局全体の受益を目的とした受益者負担制度であることを考慮すると、有線ネットワークを含めた社会基盤の進化を目指す国策事業(5G・Beyond 5G等)に対して、電波利用料財源をどこまで投入するのか、一般財源の活用を含む慎重な検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>電波利用共益事務が無線局全体の受益を直接の目的とする事務であるという考え方を踏まえて、今後も電波利用共益事務の妥当性の精査を継続的に行うなど、頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 高度無線環境整備推進事業(光ファイバ整備)は、電波法(第103条の2第4項第10号)に規定される通り、無線通信利用困難地域の無線通信を可能にするための設備整備に限定すべきであり、無線通信と関係性の薄い整備事業への拡大適用を行わないよう要望いたします。</p> <p>広く社会全体の利益につながる事業は一般財源で推進すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>電波利用共益事務が無線局全体の受益を直接の目的とする事務であるという考え方を踏まえて、今後も電波利用共益事務の妥当性の精査を継続的に行うなど、頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>

<p>○ 年々、自然災害の被害が激甚化する中、視聴者に途切れることなく確実に情報を届け続けるためにも、放送局の送信設備強靱化のための補助などを、今よりさらに進めていただけるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【読売テレビ放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 「不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保」について、アマチュア無線のバンド内においては、80条報告などをして「事実上有効な取り締まり」が行われていない。そのために、(1) 免許を受けない不法局、(2) バンドプランを守らない不法局、3) 免許を受けながらアマチュア業務を逸脱した不法局、などが跋扈し、正規のアマチュア業務が妨害を受けることが定常化した状態になっている。</p> <p>取り締まりが圧倒的に不足しており、かつ、事実上免許を受けた不法局(2)(3)が野放しになっている現状があり、主旨に鑑みて行政の怠慢が目立つ。</p> <p>電波利用料の徴収に対してしかるべき行政が行われないなら、電波利用料を徴収する主旨に実態があていないので、利用料を大幅に低減するべきである。</p> <p>あるいは、実体を伴う不法局の排除に関係当局の人員や予算が不足しているのであれば、実効の伴う予算が充てられるように電波利用料を「きちんと値上げして」結果としてアマチュア業務に宛てられた周波数帯が正規の業務に支障のない状態に保全されるべきだと考える。</p> <p>電波利用料とその主旨が有名無実化し、料金の収集だけが行われ、建前通りに電波行政が行われていないことは許されない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書において、電波監視などの事務の具体的な実施手法については不断の改善努力が必要とされております。頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>

○ 「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に関し、a案に賛成、b案に断固反対の立場から下記意見をお送りします。

a案はこれからの電波を使った技術発展の為に賛成すべき内容なので異論はありません。

問題となるのはb案です。

そもそも、不法電波対策等の電波関連施策に使用されるならまだしも、マッサージチェア購入等と言った、全く電波関連施策の実施に関係ない事柄に電波利用料が使われている、と言う話も聞いておりますが、この件は本当なのでしょうか。

もし仮に上記のような電波関連施策に全く関係ない事柄に我々が納める電波利用料が使われているとすると、我々は「一体何の為に納税しているのか」と言った疑問を持たざるを得ません。

また、アマチュア無線家が定期的に報告している所謂「80条報告」について「本当に取り締まっているのか?」と言った声が後を絶ちません。

また、せっかく問い合わせても失礼な応答をしているといった声も聴きま

す。少なくとも、案件を報告した者に対し、取り締まり状況に関する進捗等の説明をすべきではないでしょうか。

今後、この様な事が続く場合は電波利用料の納入拒否や返還要求手続きを考えなくてはなりません。

今回の改定がその様な目的外使用の正当化になる場合、電波利用料を収める「タックスペイヤー」の立場から断固反対であると同時に、総務省に対し強烈な反省を促したいと考えています。

本b案は「電波利用料の不正使用(上記の様な内容)の正当化に使われるのでは?」と言った意見もあり、総務省の体質が改善されない限り、到底容認出来る内容ではなく、電波利用料を収めるアマチュア無線家の立場から断固反対させていただきます。

【個人】

電波利用共益事務の内容については、電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務として電波法第103条の2第4項に限定的に列挙されております。今後も電波利用共益事務の妥当性の精査を継続的に行うなど、頂いた御意見については、今後の電波利用料制度の運営に当たっての参考とさせていただきます。

なお、料額の算定に当たっては、電波利用共益事務の処理に要する費用を、電波の利用価値の向上につながる事務（電波資源拡大のための研究開発、携帯電話等エリア整備事業など）に係る費用（a群）と、電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務（不法電波の監視、総合無線局監理システムの運用など）に係る費用（b群）に分類した上で計算を行っているものです。

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
2. (2) 「a群」に係る金額の計算方法に関する意見	
<p>○ 「ひっ迫帯域」に電波の利用価値（経済価値）を過度に反映させると、電波利用料の共益費用としての位置付けを変質させ、無線局免許人に対し共益費用以上の負担を求めることにつながります。電波利用料額の算定にあたっては、制度本来の在り方から逸脱することのないよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書において、基本的には現在の料額算定の枠組みを前提とすることが適当とされていることを踏まえ、電波の利用価値の勘案に当たっては、前回と同様の方法によることとしております。</p> <p>具体的には、電波利用共益事務の処理に要する費用（電波利用共益費用）のうち、電波の利用価値の向上につながる事務に係る費用（a群）について、使用する電波の利用価値を勘案して料額算定を行うものです。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
2. (3) 「b群」に係る金額の計算方法に関する意見	

* 本項目に関する御意見はありませんでした。なお、「b群」に関しては「4.」において別途御意見をいただいております。

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
2. (4) 電波利用料の料額に関する意見	
<p>○ ローカル局は、地域情報発信の担い手としての公共的役割や地方創生にも大きく貢献しており、引き続き公共的役割を果たすため、できる限り負担の軽減を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】 ほか同旨2件 (株式会社テレビ新潟放送網、青森放送株式会社)</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、基幹放送局の料額に関しては、空中線電力等を勘案して区分を細分化しており、これまでもローカル局はキー局等と比べて低廉な料額となってきたところであり、今回もその考え方に変更はありません。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
3. 「a群」の第1段階（周波数帯域ごとの配分）に関する意見	
<p>○ 3区分の各周波数帯への配分比率を1：62：11としていますが、その根拠である「ひっ迫度」の詳細な説明が前回3年前の方針同様なく、②「470MHz超3.6GHz以下」の比率が依然として過度に高いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮城テレビ放送】</p>	<p>延べ使用周波数帯幅については、各周波数帯域の電波の利用価値を表すものとして、各周波数帯域における無線システムに係る無線局の同時に発射できる周波数幅を用いているものであり、従前の改正からその比に従って「a群」に係る金額を6GHz以下の各周波数帯域に配分してきたところ、今回の改正においてもこのような配分方法を維持した上で料額を算定することを想定しています。</p> <p>今後とも、電波利用料額の算定方法については、さらなる適正化に努めてまいります。</p>
<p>○ 利用が拡大している第5世代移動通信システム(5G)の周波数帯域の比率が前回から上がったことは評価しますが、同時に移動・放送系の周波数帯域も上がっています。このひっ迫度は、料額算定に直結します。今回の配分比率である1：62：11が妥当であるかどうか、明確かつ丁寧な説明が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本県民テレビ】</p>	<p>延べ使用周波数帯幅については、各周波数帯域の電波の利用価値を表すものとして、各周波数帯域における無線システムに係る無線局の同時に発射できる周波数幅を用いているものであり、従前の改正からその比に従って「a群」に係る金額を6GHz以下の各周波数帯域に配分してきたところ、今回の改正においてもこのような配分方法を維持した上で料額を算定することを想定しています。</p> <p>今後とも、電波利用料額の算定方法については、さらなる適正化に努めてまいります。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
3. 「a群」の第2段階（無線システムごとの配分）に関する意見	
<p>○ 放送局と放送事業用無線局に対してこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当と考えます。今後の改定においても維持して頂けるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】 ほか同旨5件</p> <p>(株式会社テレビユー山形、株式会社フジテレビジョン、株式会社静岡第一テレビ、株式会社仙台放送、日本放送協会)</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>○ 特性係数の見直しに関する判断基準が不明確な事から、やがては大幅な負担増につながるのではないかと懸念しております。特に使用する周波数帯域やサービス内容に変更が無い場合は、これまでの特性係数を維持して頂くよう要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、a群に係る金額の各無線システムへの配分は原則としてその割当周波数幅に基づき行いますが、無線システムには公共性や周波数利用の制約等の様々な特性を有するものもあることから、割当周波数幅に、それぞれの特性に応じた係数（特性係数）を乗じるものであり、その適用の検討に関しては、懇談会等のオープンなプロセスを通じて検討する必要があると考えます。</p>
<p>○ 地方の人口減に伴う都市部と地方の地域間格差は今後も続くと思われるので、必要に応じて見直しすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビユー山形】</p>	
<p>○ マイクロ固定（放送）についても、非常時への対応を担っており、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」に該当すると考えられることから、特性係数の算出に当たっては「ウ」および「エ」の双方を適用するよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】 ほか同旨1件 (株式会社テレビ東京ホールディングス)</p>	
<p>○ 2. 3GHz帯のダイナミックな周波数共用のように周波数の有効利用を更に推進する方策には、電波利用料を減免するインセンティブは有効と考えます。特に1. 2/2. 3GHz帯FPUの電波利用料は1局当たりの負担額が非常に大きく、負担の軽減を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】 ほか同旨4件</p> <p>(株式会社福岡放送、関西テレビ放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、青森放送株式会社)</p>	<p>デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書において、ダイナミック周波数共用に関しては、現行制度に加えてその電波利用料の減免などは行わないことが適当とされております。</p>

<p>○ 3. 6GHz超6GHz以下の区分を使用する衛星通信システムは、新たに第5世代移動通信システム(5G)が割当てられたことにより5Gと周波数を共用することとなり、料額負担の増加が懸念されます。また、5Gが全国を面的にカバーするため、その展開のために共用の促進に協力する衛星通信システムの利用が極めて大きな地理的な制約を受けるという状況にあります。周波数を共用する後発システムのために電波利用上の制約を受け入れたにもかかわらず、後発システムが普及したことにより制約を受け入れた既存システムの負担が増すことは極めて不合理と考えます。したがって、5G等新たな無線システムとの共用により共用する周波数帯への配分額が増加する場合、新たに利益を享受する無線システムがその増額分を負担する、もしくは各無線システムへの配分比率の設定において、利用制限の増加や新規の利益の享受を考慮して差を設けるなど、利用制限を受ける無線システムへの負担が増加しないような算出方法としていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、料額算定の過程で特定の無線システムの個別の事情を考慮したうえで料額を算定することとする場合は、懇談会等のオープンなプロセスを通じて検討する必要があると考えます。</p>
<p>○ 衛星搭載SARの場合、SARとして利用できる周波数帯は、Lバンド(1.2GHz帯)、Cバンド(6GHz帯)、Xバンド(8GHz帯)等がありますが、利用する周波数帯は、レーダ波に対する地表面の反射特性を考慮したものと成るためそれぞれの周波数帯を使用せざるを得ないものです。更には、地表面計測の精密さはその帯域幅に比例するため、3MHz以上の広帯域を使用せざるを得ないものであります。</p> <p>ご計画中の配分計算方法は、周波数帯域と使用帯域幅を基本とした画一的な物であり、図表6の特性の勘案のみでは不平等であり、コンステレーション衛星に対するような減免処置をご検討いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社パスコ】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、料額算定の過程で特定の無線システムの個別の事情を考慮したうえで料額を算定することとする場合は、懇談会等のオープンなプロセスを通じて検討する必要があると考えます。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
3. 「a群」の第3段階（無線局ごとの配分）に関する意見	
<p>○ 現行制度のテレビジョン放送料額区分（2kW以上10kW未満）では、中京・近畿広域圏に特別料額区分が設定されています（102,458,800円）。中京圏親局送信所について、近畿圏と比較すると、出力が同じ3kWながら、サービスエリア世帯数は約5割であることを考慮した料額設定（負担軽減）を要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 同じ無線システムにおいて出力のみの区分により料額の差が極めて大きなものがあり、そのような場合は料額の見直しや区分の細分化等を行うことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ ラジオ放送5kW超FM局の電波利用料（1,289,600円）が、5kW以下FM局（79,300円）や50kW以下AM局（79,300円）と比べ、特別に高い料額になっています。災害時のファースト・インフォーマーとして社会的責任を果たしているラジオについては、経営基盤の強化を念頭に、AM放送からFM放送への転換を可能とする放送制度の見直しが想定されています。FM局の電波利用料が、放送事業者の経営を圧迫することがないように、負担軽減を図っていただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CBCラジオ】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、前回の見直しにおいて、470MHzで周波数帯域を区分することとしたことにより、「470MHz以下」の周波数帯域については、a群に係る金額の配分比率が小さくなっております。</p>
<p>○ 地球周回衛星（非静止衛星の低軌道衛星）においては、一日中地上に電波を照射している静止衛星とは異なり、地上局と通信できる時間は、1回あたり10分程度であり、日本で通信できる機会は、1日約6回程度になります。そのため、電波の利用時間は、他の無線機と比較して少なく、与干渉の観点からも他の無線機に与える影響は極めて低いものと考えます。このような考えから、一日中照射している他の無線機と同列に考えるのは不平等と考えます。</p> <p>地球周回衛星においても、コンステレーション衛星と同様な、減免処置をご検討いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社パスコ】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
3. 広域使用電波に係る料額（無線システムごとの配分）に関する意見	
<p>○ 全国BWA事業者である当社は、97.6%（※1）の人口カバー率を行うなど、国民の電波利用の普及に貢献しております。</p> <p>携帯電話では、99%を超える人口カバー率を達成している周波数帯がある一方、例えば1.7GHz帯、3.5GHz帯等で当社よりも人口カバー率が劣る周波数帯が存在します（※1）。携帯電話は国民への電波利用の普及に係る責務等があるものとして全ての周波数帯に特性係数（ウ）が適用されておりますが、周波数帯毎で見た場合、全国BWAも十分国民の電波利用の普及に貢献していると考えられることから、全国BWAへ特性係数（ウ）の適用が可能と考えます。</p> <p>また、令和2年度主な無線局免許人の電波利用料負担額が総務省殿ホームページに公開されております（※2）。</p> <p>全国BWA事業者は2社で128億円の負担額、携帯電話事業者は4社で486億円の負担額となっております。</p> <p>全国BWAは80MHz幅、携帯電話は6GHz以下では1290MHz幅（※3）の割当てとなっていることから、1MHz幅あたりの負担額は、全国BWAは1.60億円、携帯電話は0.38億円と大きな乖離があります。なお、この1MHz幅あたりの負担額の試算は陸上移動局、基地局等、携帯電話については6GHz超の電波利用料も含んだ総額で算出しています。</p> <p>全国BWAの事業規模に対して電波利用料負担額が大きいため、全国BWAの電波利用料負担額軽減についてご検討をお願いいたします。</p> <p><small>（※1） 令和3年2月 令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果https://www.soumu.go.jp/main_content/000731414.pdf</small> <small>（※2） https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/account/change/r02_futangaku/index.htm</small> <small>（※3） 700MHz帯：60MHz幅、800MHz帯：60MHz幅、900MHz帯：30MHz幅、1.5GHz帯：70MHz幅、1.7GHz帯：150MHz幅、2GHz帯：120MHz幅、3.4GHz帯：80MHz幅、3.5GHz帯：120MHz幅、3.7/4.5GHz帯：600MHz幅の計1290MHz幅</small></p> <p style="text-align: center;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、a群に係る金額の各無線システムへの配分は原則としてその割当周波数幅に基づき行いますが、無線システムには公共性や周波数利用の制約等の様々な特性を有するものもあることから、割当周波数幅に、それぞれの特性に応じた係数（特性係数）を乗じるものであり、その適用の検討に関しては、懇談会等のオープンなプロセスを通じて検討する必要があると考えます。</p>

○ BWAの特性係数について、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書において、「BWAの特性係数に関しては、携帯電話との差異や社会・技術の動向等を注視しつつ、引き続き検討すべき」との考え方が示されていることから、特に全国BWAについては、制度変更が行われることでBWAの更なる普及が想定される次回の見直しのタイミングにおいて、特性係数を見直すべきと考えます。

携帯とBWAに大きな技術的差分はなく、既に一体的なサービス提供がなされていますが、今後BWAにおいて音声提供が可能となれば、更に携帯とBWAの電波利用に関する差分は無くなるものと考えます。そのような状況の中、仮に、今回の見直しにおいて、携帯とBWAの電波利用料の差が更に拡大し、今以上の負担となるのであれば、BWAの免許人として負担増は受け入れることが困難であると考えます。

【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、a群に係る金額の各無線システムへの配分は原則としてその割当周波数幅に基づき行いますが、に当たって、無線システムには公共性や周波数利用の制約等の様々な特性を有するものもあることから、割当周波数幅に、それぞれの特性に応じた係数（特性係数）を乗じるものであり、その適用の検討に関しては、懇談会等のオープンなプロセスを通じて検討する必要があると考えます。

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
4. 「b群」に係る金額の計算方法に関する意見	
<p>○ 広域使用電波を使用する携帯電話端末等の包括免許局に関して、引き続き上限額以上の負担を求めないことについて、電波有効利用へのインセンティブの観点から賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】 ほか同旨2件</p> <p>(ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>○ 将来さらなる周波数割当があった場合、上限額が上がるということが考えられるため、上限額が適宜見直しされることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。今後とも、電波利用料額の算定方法については、継続的に検討してまいります。</p>
<p>○ 「極めて稠密に利用しているとする無線局数に相当する金額（上限額）」については、電波利用料の見直しの都度、あわせて見直すこと（例えば、最新の値での再度計算を行う等）が適切であり、今回の次期電波利用料の料額算定の際にも、最新の値での再度計算を行う等の措置を実施すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	
<p>○ デジタル田園都市国家構想において、「デジタル基盤の整備」として5Gの早期整備普及が喫緊の課題となっており、5Gネットワークの本格的な普及に伴って、産業のデジタル化や自動運転等を含めたIoTの普及拡大も想定されます。そのような観点からも、Beyond 5G等の将来像を見据え、IoTを含めたデジタル社会を更に推進するような電波利用料制度が必要と考えます。</p> <p>デジタル社会の推進を後押しする制度については、先行して導入している外国の事例※も参考に検討を行うべきですが、具体的に以下に挙げる方式のいずれかの制度の導入が必須と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoTの普及拡大に向けて、IoT専用の電波利用料の設定 ・帯域課金の1本化 <p>※韓国：IoT普及政策として携帯M2M用途の料金単価を設定（2,000ウォンから30ウォン）（参考資料：「諸外国の電波利用料制度概況」第2回 電波政策2020懇談会制度WG配布資料）</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、平成25年8月の「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」では、「携帯電話等を使用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては（略）電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である。その際（略）『無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金』する中で、課題解決を図ることが適当である。」とされております。これを踏まえた平成26年の電波法改正により、負担軽減（上限額）の規定が設けられております。</p> <p>また、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書において、いわゆる「帯域課金への一本化」については、今後の業界の動向などを注視しつつ、慎重に検討されるべきとされています。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
5. (1) 電波利用料の料額とその負担に関する意見	
<p>○ 現行の470MHz-3.6GHz周波数幅は3MHzを超えると249,554,500円と高額となっており、2段階の区分となっております。しかしながら、3.6GHz-6GHzは、4段階に区分されており、地球周回衛星を考慮した場合は、不平等と考えます。470MHz-3.6GHzにおいても同様に区分すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社パスコ】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
5. (2) 料額が大幅に増加する無線局等への配慮に関する意見	
<p>○ 激変緩和措置の上限について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5割から2割に引き下げたことは妥当と考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ北海道】 ほか同旨4件</p> <p>(広島テレビ放送株式会社、四国放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しかしながら、仮に料額が2割増加すれば当該免許人に大きな影響が及ぶため、より低い上限を設定すべきであり、料額の増加はできる限り避けるべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】 ほか同旨33件</p> <p>(テレビせとうち株式会社、テレビ愛知株式会社、テレビ大阪株式会社、一般社団法人 日本民間放送連盟、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ岩手、株式会社テレビ宮崎、株式会社テレビ金沢、株式会社テレビ信州、株式会社テレビ新潟放送網、株式会社テレビ北海道、株式会社フジテレビジョン、株式会社宮城テレビ放送、株式会社京都放送、株式会社熊本県民テレビ、株式会社高知放送、株式会社山梨放送、株式会社鹿児島読売テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社仙台放送、株式会社中国放送、株式会社長崎国際テレビ、株式会社福岡放送、株式会社福島中央テレビ、株式会社毎日放送、関西テレビ放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、西日本放送株式会社、朝日放送テレビ株式会社、東海テレビ放送株式会社、東北放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「2割程度」はあくまで上限であって見直しのたびに2割ずつ増加しては事業者の経営に大きな影響を及ぼします。見直しに当たっては事業者へ丁寧に説明していただくことを強く要望します。また、今回記載された「2割程度」が激変緩和措置として適切な割合なのか、改めて精緻な議論が行われることも強く要望します。 <p style="text-align: right;">【株式会社テレビユー山形】 ほか同旨5件</p> <p>(RKB毎日放送株式会社、スカパーJSAT株式会社、株式会社テレビユー山形、株式会社テレビ東京ホールディングス、北海道放送株式会社)</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、平成26年及び平成29年の料額改定時においては、総額規模が微減又は1割減であった中で増加率上限を2割としておりました。また、令和元年の料額改定時においては、総額規模が約2割増となる中で、それまでとは状況が異なることを踏まえて、増加率上限を5割としておりました。</p> <p>今回は、総額規模を維持することとしているため、こうした過去の例を踏まえて増加率上限を2割としております。</p>

・例えば、当社でテレビ地上デジタル放送に使用している固定局の中には、2010年まで89万6400円だった電波利用料が、2011年からは107万5600円、2014年には129万700円、2017年からは154万8800円と改定のたびに2割ずつ増加となり、前回2019年改定では208万5300円と3割5分増となったことで、2010年と2019年を比較すると10年足らずで利用料額が2倍以上に増えた無線局(※)があります。

仮に、激変緩和を2割程度と設定しても、上記のように3年ごとの改定で毎回利用料が上昇している実態においては、まさに「狙い撃ち」されていると言わざるを得ず、災害情報やニュース報道も伝えるインフラとしてのローカル放送局の経営が強く圧迫されています。

まずは料額の増加をできる限り避けることを前提に、やむを得ず上げる場合においても、増加額を極力低額に抑えると同時に、前回改定の際の増加額、増加率も考慮した上で判断するべきと考えます。

(※) = 「電波利用料 料額表」の「9 その他の無線局」に区分される「放送の業務の用に供するもの・設置場所第3区域内」の固定局

【東北放送株式会社】

・制度の透明性及び適正性確保の観点から、今回一定水準を変更することにした合理的な理由を示し、明確化する必要があると考えます。

【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
5. (3) 公共用無線局に係る電波利用料の扱いに関する意見	
<p>○ 公共用無線局においても、周波数利用効率の低い技術を用いた無線局を使い続ける免許人から電波利用料を徴収することについては、妥当と考えます。今後、電波需要が高まっていく中で、これにより一層の周波数有効利用の促進がなされることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	<p>頂いた御意見は、具体化方針（案）に対する賛同意見として承ります。</p>
<p>○ 電波利用料制度は電波の適正かつ安定的な利用の確保等のために行われる事務に要する費用を免許人が負担する制度であることから、全ての公共用無線局からも電波利用料を徴収すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>現行制度では、原則全ての無線局が電波利用料徴収の対象とされています。その中で公共用無線局についても、その全てが電波利用料徴収の減免対象とされているわけではなく、電波法に規定されている特定の目的を有する無線局についてのみ、減免対象とされています。前回の見直しにおいては、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書の提言を踏まえ、現在減免対象となっている無線局であっても、周波数の能率的な利用に資する技術を用いた無線システムが利用可能であり、その普及が一定程度進展しているにもかかわらず、周波数利用効率の低い技術を用いた無線局を使い続ける免許人からは、電波利用料を徴収することとしています。</p>

意見概要【意見提出者名】	総務省の考え方
その他意見	
<p>○ 本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本件は、過去の電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に係る意見募集の期間を参考に、意見募集期間を設定しております。</p>
<p>○ 前回の意見募集結果においても記載がありましたが、本意見募集は毎回募集期間が短いと感じます。</p> <p>総務省報道資料によると、御局が昨年12月に実施された意見募集では、本募集以外はすべて30日以上募集期間を設定されていると承知しております。しかし本募集だけは24日間となっております。さらには期間内に年末年始や連休を挟んでおり検討期間の短さに困惑します。</p> <p>電波利用料は免許人各社にとってその収支に直接影響する重要な事案であるだけに、国におかれましては、施策を進めるうえでの諸事情もあるかもしれませんがスケジュールありきでなく、より充実した意見募集となることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ愛媛】</p>	<p>また、料額算定に当たって可能な限り最新の状況を踏まえた算定を行う必要があるほか、料額算定の具体化方針の策定後の手続を円滑に進める必要がありますが、今後とも適切な意見募集期間を設定できるよう努めてまいります。</p>

○ 周波数再編アクションプラン等に沿って、無線LANの帯域拡張やV2X導入などの検討が進められており、普及や利便性の観点から、免許不要局としての導入が検討されています。免許不要局の存在感が著しく増大する一方で、既存の免許局に対して影響や制約を及ぼしかねない周波数共用の提案が顕在化している現状からすれば、もはや免許不要局を軽微な存在とみなすことはできません。免許不要局、ひいてはその製造・供給等により利益を得る関係事業者は、無線利用の便益を享受する一方で、無線利用に伴う責務を果たしていないと言わざるを得ません。行政が免許不要局のさらなる導入や帯域拡張を進めるのであれば、同時に免許不要局にも相応の電波利用料を課し、機器販売の段階で確実に徴収するなどの制度を創設することが必要不可欠と考えます。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

ほか同旨28件

(RKB毎日放送株式会社、テレビせとうち株式会社、テレビ愛知株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社CBCテレビ、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビユー山形、株式会社テレビ岩手、株式会社テレビ宮崎、株式会社テレビ金沢、株式会社テレビ信州、株式会社テレビ新潟放送網、株式会社テレビ東京ホールディングス、株式会社テレビ北海道、株式会社宮城テレビ放送、株式会社京都放送、株式会社山梨放送、株式会社静岡第一テレビ、株式会社中国放送、関西テレビ放送株式会社、広島テレビ放送株式会社、西日本放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東北放送株式会社、日本テレビ放送網株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社、北海道放送株式会社)

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、免許局との電波利用の受益の差、対象範囲の特定や実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、今後、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していく必要があるものと考えます。

<p>○ 現在、総務省にて行われている周波数オークション制度に関する議論については、検討を慎重かつ丁寧に進める必要があります。仮に、将来的にオークションを導入するとなった場合においては、オークション制度との電波利用料における周波数の経済的価値分の負担の在り方について、オークション採用国の事例※も参考に整理を図る必要があると考えます。</p> <p>※英国：オークション帯域は落札額、非オークション帯域は「年間免許料」を負担 仏国：オークション帯域は落札額、非オークション帯域は「利用料」を負担 (どちらも別に費用回収目的の「利用料」有) 韓国：オークション帯域は落札額、非オークション帯域は「割当対価」を負担 (どちらも別に費用回収目的の「使用料」有) (参考資料：「諸外国の電波利用料制度概況」第2回 電波政策2020懇談会制度WG 配布資料)</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、電波利用料については、電波利用共益事務の処理に要する費用（電波利用共益費用）のうち、電波の利用価値の向上につながる事務に係る費用（a群）について、使用する電波の利用価値を勘案して料額算定を行うものです。</p>
<p>○ 現在の制度では、電波利用料は1年分を前払いすることになっており、その期間の途中で無線局を廃局しても、支払った電波利用料は還付されません。その一方で、免許期間満了日までが1年に満たない場合については月割りとされています。電波利用のための共益費用であるという原則を考えますと、無線局を廃止することも、免許期間が満了することも利用している電波資源は変わらないと思いますので、廃止時については未利用分を還付すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>電波利用料については起算日から1年分の納付が原則であるところですが、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ マスコミ各社が求める電波利用料の低減措置に一切応じるべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 1ページの7行目「言います」と、3ページの22行目「いいます」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、具体化方針（案）を修正いたします。</p>
<p>○ 図表1、図表2、図表3、図表4、図表8についても、他の図表と同様に本文の記載で引用したほうが理解が容易になると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、具体化方針（案）を修正いたします。</p>

<p>○ 1ページの5行目「デジタル変革時代の電波政策懇談会」と図表1「電波有効利用成長戦略懇談会」との関係はどのようなものか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「電波有効利用成長戦略懇談会」は誤りであり、正しくは「デジタル変革時代の電波政策懇談会」ですので、具体化方針（案）を修正いたします。</p>
<p>○ 1ページの9行目「同報告書」は「報告書」のほうがよい。7行目で略称を定義しているから。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、具体化方針（案）を修正いたします。</p>
<p>○ 1ページの9行目「同報告書等」の「等」は報告書以外の何を指しているのか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>報告書以外に、デジタル変革時代の電波政策懇談会における議論や意見募集結果を想定しております。</p>
<p>○ 図表5の周波数帯域欄の「6GHz」は「6GHz以下」の誤記ではないか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>図表5の周波数帯域欄は、6GHz以下のひっ迫帯域を3区分に細分化することを表したものです。ここで、各区分の端点である470MHz及び3.6GHzがどちらの区分に属するのかを明確化するため、必要に応じて「以下」の表現を用いております。一方、6GHzについては、そもそも6GHz以下の細分化を前提としているところ、このような明確化の必要性が無いため、「以下」の表現は用いておりません。</p> <p>従って、原案のとおりといたします。</p>
<p>○ 1ページの19行目「第3地域」と「第4地域」の区分の基準値は何か？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>8ページの19行目の「第1地域」、「第2地域」、「第3地域」及び「第4地域」については、電波法で規定されております。</p> <p>第4地域とは「離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域」をいいます。</p> <p>この「第4地域」に該当しない区域であって、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域が「第3地域」となります。</p>